## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

	* 厚生労	働省では、基	本目標>施第	6大目標>施策目標を	:設定して、政	、策を実施し <sup>-</sup>	ています。			(厚生労働省4(Ⅲ−4−1))				
施策目標名(政策体系上の位置付け)	使紛争の 基本目	迅速かつ適切 票皿 : 働く人が	な解決を図る 安心して安全	推移するよう集団的労( ること(施策目標Ⅲ-4- ≥で快適に働くことがで 系等の形成を促進する	-1) きる環境を整		び普及等を	図るとともに	、集団的労	担当 部局名	労働基準局労働関係法課 中央労働委員会総務課 作成責任者名 労働関係法課長 吉村 紀一郎 総務課長 山本 博之			
施策の概要	<ul><li>厚生労</li><li>労働引</li><li>ウサック</li><li>ウサック</li></ul>	が働大臣の所 長員会は、不 長員会は、迅 が働委員会は その他の援	i轄の下に中 当労働行為 速な審査を 、都道府県	労働委員会に対し、	が道府県知事 こ労働争議の 間の目標を定	事の所轄の りあっせん、 Eめるととも	下に都道府 調停及び作 に、目標の:	・県労働委員 中裁をする村 達成状況そ	を有する での他の審	る。 査の実施状況を公表 <sup>・</sup>	するものとする。 告を求め、又は法令の適用その他 🕯	当該事務の処理に関	して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局	
施策実現のための背景・課題	1	1 安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。												
				達成目標/課	題との対応	関係				達成目標の設定理由				
各課題に対応した達成目標	目標1	集団的労債 適切な解決		を図るとともに、不当ま	<b>労働行為事件</b>	・の迅速な処	理等を通じて	C労使紛争 <i>0</i>	)迅速かつ	安定的な労使関係の形成のためには、集団的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため				
 達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字にOを付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	・目標値	目標年度	平成30年		生の目標値 度ごとの実施 令和2年	績値	令和4年		測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						<u></u>		<u></u>						
					85%	85%	85%	85%	85%			たる平成 目標とし は毎年原	労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)期間1 は24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は859 、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和23年 度85%を目標としていたことから、令和4年度においても引き を目標とする。	
労使関係が「安定的に維持されている	L											おり、国	中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測 4年度の目標として設定した。	

						85%	85%	85%	85%	85%		たる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標とし、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和23年度は毎年度85%を目標としていたことから、令和4年度においても引き続き、85%を目標とする。
1	労使関係が「安定的に維持されている」 及び「概ね安定的に維持されている」と 認識している労使当事者の割合 (アウトカム)	—	_	85%	毎年度	91%	82%	90%	93%		・ 本指標を測定することで、日本国内において集団的労使関係が安定的に推移しているかどうかが直接的に確認できると考えている。	・なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 (参考1)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html (参考2)平成30年度、令和2、3年度の調査対象:労働組合、令和元年度の調査対象:使用者(事業所、労使コミュニケーション調査) (参考3)平成28年度実績:90%、平成29年度実績:89%(調査対象はいずれも労働組合) (参考4)令和3年度実績値93%は分母:民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合で、一定の方法により抽出した労働組合のうち調査への有効回答数、分子:労使関係が「安定的に維持されている」及び「おおむね安定的に維持されている」と認識している本部組合及び労働組合の数から算出したもの。
						1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内		
2	新規申立事件の終結までの平均処理 日数 (アウトプット)			1年3か月 以内	毎年	443日	493日	435日	681日		・ 不当労働行為事件の審査については、事件の迅速な処理のため、 平成16年の労働組合法の改正により、労働組合法第27条の18におい て、審査の期間の目標を定めることとした。	・審査の期間の目標は、目標の達成状況等を踏まえて3年ごとに見 しを行っている。平成29~令和元年においては「1年3か月以内のでき るだけ短い期間内に終結させる」という目標を定めていたが、令和2~ 4年についても、事件の処理の状況等にかんがみ、引き続き同様の目標を定めることとした。 ・なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度
			取下•和	解により終	 · 結 : 件数	63件	29件	23件	25件	/		ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値は
	終結事由ごと の内訳 一	取「	下・和解に	:より終結:ゴ	平均処理日数	431日	231日	263日	474日			いずれも暦年の数値を計上している。 (参考)平成28年実績:546日、平成29年:実績438日
	力がい		命令・	決定で終結	吉:件数	14件	23件	16件	30件			
		命	命令·決定	で終結:平5	均処理日数	498日	823日	682日	854日			

(参考排	<b>旨標)</b>					平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度			選定	2理由		
3	労使関係セミナーにおける受講者の満	記足度(「大変参考になった	ДП			94%	96%			川に関する情報を広く発信することで、労働紛争未然防止や早期解決を図るとと ていただくこを目的として開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令						
4	4 事業所での労使コミュニケーションの良好度が「非常に良い」及び「やや良い」と認識している労働組 - 72% 「72% 「72% - 「7										の数値(使用者側の認識					
	空成手段1   令和2年度   令和3年度   令和4年度   令和4年度   や和4年度   関連する   指標番号   報行額   執行額   執行額   対行額   対抗   対抗   対抗   対抗   対抗   対抗   対抗   対							達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等								
(1)	安定した労使関係等の形成の促進に 必要な経費 (平成20年度)	285百万円 296百万円 296百万円 283百万円 283百万円 1,2,3 労働者の団結権等の保護及び集団的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。 本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が進み、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。									2022-厚労-21-0533					
(2)	国際労働関係事業 (平成14年度)	411百万円 391百万円 391百万円 391百万円 391百万円 391百万円 391百万円 391百万円 391百万円 391百万円 369百万円 369百万円 369百万円 255百万円 255百万円 255百万円 255百万円 255百万円 275百万円									、我が国の労使関係法 記地で開催し、我が国の 者も参加し、多国間の	2022-厚労-21-0534				
	施策の予算額(千円)				令和3年度				令和4年度							
	ルビス・ジョンチ 取(「「」)		686,466					652,346		政策評価実施予定 時期	令和4年度					
	施策の執行額(千円)					517,295										
	<b>策に関係する内閣の重要施策</b> 政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称					i			<b>年月日</b> 一			関	係部分(概要·記載箇所 —	5)	